



知っておきたい！ 健保のコト

VOL.41

介護保険料の徴収の仕組み(その2)

先月号で65歳になるまでの介護保険料の徴収の仕組みを説明しましたが、今回は雇用延長や再雇用などで65歳以降も働く場合の介護保険料徴収の仕組みについて説明します。

65歳から介護保険の第1号被保険者になると、介護保険料は健保組合など医療保険者ではなく、すでにリタイアされている方と同様に住んでいる市区町村から徴収されます。介護保険の保険者である市区町村は、居住する要介護・要支援者の人数などから必要な介護保険サービスの総費用を算出。その費用を貯えるよう保険料の基準額を定め、さらに居住者の所得や世帯の課税状況に応じて10数段階に細分化し、各段階の介護保険料を設定します。そのため、企業で同じ給与条件で働いている場合でも、住んでいる市区町村によって介護保険料は異なります。

介護保険サービスを受ける要介護・要支援者が多い市区町村ほど介護保険料が高くなり、また事業主負担はありませんので、第1号被保険者になった途端、介護保険料が大幅に増えた感じる人も多いのです。具体的には2021~23年度の基準額(月額)の全国平均は6014円ですが、市区町村ごとでは3000~9000円台とかなりの幅があります。

なお、65歳からの介護保険料は、支給される年金から差し引かれます(特別徴収)。原則として年間18万円以上の年金が支給されている方が該当します。ただし、65歳になって特別徴収が始まるのは、半年以上先になりますので、その間は年金支給を繰り下げしている方と同様、市区町村から送られる納付書で納める(普通徴収)ことになります。

一時は減少傾向にあった新型コロナウイルス感染者数は7月に入ると、オミクロン株の変異株(B.A.5)により一気に感染が拡大し、あつという間に第7波を迎え、累計感染者数は14日に1000万人の大台に達しました。一時は1週間の新規感染者数が前週比73%増の約96万9000人(世界保健機関(WHO)公表)と、わが国が世界最多となつたこともあります。

政府は感染力が強くても重症者や死亡者が少ないとから、社会経済活動にブレーキをかけるまん延防止等重点措置などの行動制限については当面行うことはないとしています。

しかし、この感染拡大により夏休みに帰省や遠方に出掛ける計画を立てていた人の中には、自主的に行動を自粛された方も多かつたのです。一方で連日の酷暑で外出もままならず、また電力不足の懸念から省エネが叫ばれつつも、熱中症対策でエアコンの電源を入れたままにせざるを得ない状況の人も多かつたと思われます。

気になるのは、その間の体力の低下や気分転換のあり方です。新型コロナの感染拡大を契機に外出時のマスク着用や3密の回避、テレワークの推進などニューノーマルな生活様式が定着しました。これからはそこにちょっとした健康への気遣いが必要かもしれません。

健保組合、健保連は毎年10月を「健康強調月間」と定め、半世紀以上にわたり健康づくりに関するさまざまな事業を行ってきました。今年の同月間のPRポスターでは、新生活様式が続く中で、身体活動の低下が危惧されることから、日常生活においてちょっととした健康への気遣いを促す内容をテーマにしました。健保組合から皆さ

んの職場に届いているところもあるかと思います。ぜひ、ご覧ください。



コロナ禍での体力低下等を懸念 新生活様式に健康への気遣いを

★ Special issue





Tさん(60代男性・千葉)の実家では父親が一人暮らし。足が弱り、近所のコンビニに買い物に行くのが精いっぱい。介護保険では要介護1と認定され、ホームヘルプサービスとデイサービスを利用しています。「先月、父は90歳になりました。一人暮らしは気掛かりなものです。コロナ禍以降は、あまり帰省もできておらず……」とTさん。Tさんは父親に対し施設入居を勧めていますが、「施設になんか入らない」と提案を一蹴。Tさんは「この先、さらに身の回りのことができなくなったら、どうなっていくのか」と不安を抱えています。

Tさんの父親に限らず、多くの親の希望は「住み慣れた自宅で暮らしたい」。子としては心配でも、本人の意思が固く、介護保険のサービスを利用して孤立していいなら、当面、現状維持も悪くない選択だと思います。親が大きな不自由を抱えていないか見守るのがポイントです。例えば、食事がおざなりになっているようなら、ホームヘルプサービスの利用を増やすとか、食事の宅配サービスを入れる

親が年齢を重ねるほど、離れて暮らす子としては「施設に入った方がよいのでは」と考えがちです。しかし、勧めても本人はかたくなに拒否するケースが少なくありません。

「いつも心は寄り添って」
NPO法人パオッコ
「離れて暮らす親のケアを考える会」
理事長 太田差恵子

離れて暮らす親のケア
vol.126

90歳の1人暮らしが心配

とか手を打ちます。また、毎日、何らかのサービスを入れておけば、もし倒れていたとしても24時間以内に発見できます。家族だけで見守るのではなく、担当のケアマネジャーにも「1人暮らしの限界がきたら、必ず連絡をください」と言っておきましょう。プロの視点で、助言してくれるはずです。

ほつとひと息、こころにビタミン

精神科医 大野裕

vol.54

上手に眠るコツ

新型コロナ感染症の波はなかなか収まりません。そうしたことによって、企業も、在宅勤務を増やすなど、対応がまちまちです。このように勤務形態が安定しないと、生活のリズムが乱れやすく、特に在宅と出社が混在すると、睡眠のリズムが乱れやすくなります。

睡眠のリズムには、「夜になると眠くなる仕組み」と「疲れると眠くなる仕組み」の二つの仕組みが影響しています。「夜になると眠くなる仕組み」は、体内時計でコントロールされる仕組みが影響しています。

「夜になると眠くなる仕組み」は、体内時計でコントロールされていて、24時間周期でリズムを取れるようになっています。

ところが、困ったことにこれは正確に24時間ではなく、24時間より少し長くなっています。ですから、朝決まった時間に起きることで強制的に24時間にしているのですが、在宅だから早起きしなくて良いと考えて朝寝坊するなっています。

ところが、困ったことにこれは正確に24時間ではなく、24時間より少し長くなっています。ですから、朝決まった時間に起きることで強制的に24時間にしているのですが、在宅だから早起きしなくて良いと考えて朝寝坊するなっています。

しかし、昼間に眠ってしまうと疲れがたまらず、眠れなくなってしまいます。例えてみる仕組みです。

しかし、昼間に眠ってしまうと疲れがたまらず、眠れなくなってしまいます。例えてみる仕組みです。



さになって眠れるはずが、途中で空気が抜けば、少しずつ風船が膨らんでいつて一定の大きさになって眠れるだけの大きさにならなくなるのです。こうしたことを避けるためには、少なくとも朝は決まった時間に起きて朝日を浴び、朝食を食べるようになります。それでも30分以上の昼寝をしないようにすることが役に立ちます。

COML 患者の悩み相談室

Vol.66

私の相談

不妊治療の保険適用について 医師から事前説明がなかった

私は(43歳・女性)は35歳で結婚し、38歳から不妊治療を始め、40歳からは採卵して胚移植を受けています。しかし、なかなか着床しなかったり、着床しても成長しなかったりで、いまだに妊娠には至っていません。

今年1月、医師から「何度か失敗しているので、一度子宮を休ませましょう。そのため、今回採卵した受精卵は凍結して、タイミングを見計らつて凍結胚移植することをお勧めします」と言われ、そうすることにしました。

今年3月まで、42歳を上限に不妊治療に対して年3回の助成金がもらえていました。そのため、凍結したあと2月と3月に採卵を予定していました。2月は予定通り採卵したのですが、3月分は少しづれこみ、4月になって採卵し、受精卵を凍結しました。

ところが先日、不妊治療のクリニックから、「今年4月から不妊治療が保険適用になりました。4月2日から9月30日までの間に43歳になる方はその期間中、1回の治療に限り保険で治療できますが、あなたは3月下旬に43歳になられたので適用外です。助成金も保険適用と同じ年齢制限が4月から適用されるため4月に採卵した分はいずれの対象にもなりません」と言われました。それなら4月の採卵前にそのことを伝えるべきではないでしょうか。



回答者
山口育子(COML)

2022年4月から不妊治療の基本治療は全て保険適用になりました。その内容は、一般不妊治療として「タイミング法」「人工授精」、生殖補助医療として「採卵・採精」「体外受精・顕微授精」「受精卵・胚培養」「胚凍結保存」「胚移植」です。ただし年齢と回数の制限があり、治療開始時点で40歳未満の女性は1子ごとに通算6回まで、40歳以上43歳未満は3回までです。ただ、22年4月2日から9月30日までに40歳や43歳を迎える人は、40歳は6回ですが、43歳は1回の治療に限り保険診療を受けられる経過措置が設けられています。こちらのクリニックでは経過措置は把握していたと思われますが、患者の生年月日までは詳しく調べていなかつたのかもしれません。数日早い誕生日だったことで対象にならず、お氣の毒としかいいようがありません。

認定NPO法人ささえあい医療人権センターCOML(コムル)

「賢い患者になりましょう」を合言葉に、患者中心の開かれた医療の実現を目指す市民グループ

詳しくはCOMLホームページへ ▶ <https://www.coml.gr.jp/>

電話医療相談 TEL 03-3830-0644

(月・水・金 10:00~17:00 / 土 10:00~13:00) ただし、月曜日が祝日の場合は翌火曜日に振り替え